

# 学校で役立つ著作権Q&A セミナー開催

～著作権を制するものは、授業を制す～

日販図書館選書センター

# 講師

宮武久佳氏

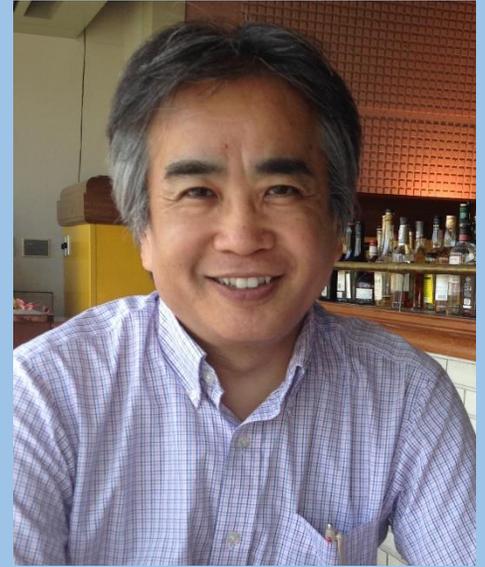
(東京理科大学教授・JASRAC理事)

大塚 大氏

(行政書士・知的財産管理技能士Ⅰ級)

講師

宮武 久佳氏



東京理科大学教授  
JASRAC(日本音楽著作権協会)理事  
元共同通信記者・デスク

講師

大塚 大氏



行政書士・知的財産管理技能士Ⅰ級

# 講師著書

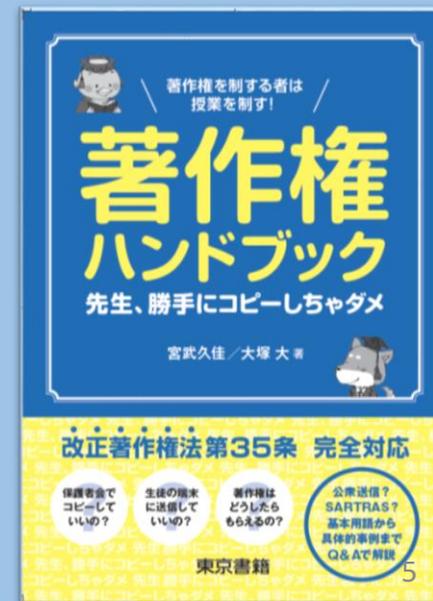
## 『著作権ハンドブック

～先生、勝手にコピーしちゃダメ～』

出版社：東京書籍(株)

定価：1,760円

ISBN：9784487813384





1. 教育現場における

著作権の基礎

# 1.教育現場における著作権の基礎

1.著作権早わかり

2.教育現場と著作権

3.やりやすくなったオンライン授業

4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

# 1.教育現場における 著作権の基礎

1.著作権早わかり

2.教育現場と著作権

3.やりやすくなったオンライン授業

4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

# 1. 著作権早わかり

## 作る人、利用（コピー）する人

作る人は偉い。

作る人はキング（王様）である。

しかし、コピーはとても簡単。

コピーするときに「これって良いのかな」と考える習慣を！

# 1. 著作権早わかり

## 《例題1》

### レストランで店員に撮影をお願いする

- ・お金の支払いを終え、写真撮影を依頼
- ・客が、カメラ(スマホ)を手渡す
- ・店員が、シャッター(ボタン)を押す
- ・著作権は誰に？
- ・写真をSNSにアップする。問題は？

# 1. 著作権早わかり

## 《例題2》

### 新聞記事、コピーして授業で配布する

- ・自宅で読んだ新聞記事、コピーして授業で配る
- ・ウェブで見た写真、コピーして授業で配るいずれもいいですよね？
- ・では、同じことを保護者会でやっていいですか？
- ・職員会議では？
- ・会社の営業会議でやっていいですか？
- ・著作権は？

# 1. 著作権早わかり

## 著作権とは

自分で作った「コンテンツ」が他人に無断で利用されない権利

- ① 著作物の利用を支配できるのは作った人（著作者）だけ  
（他人が利用する場合、条件を決められる）
- ② 著作物を無断で利用された場合に文句を言える権利  
（差止請求や損害賠償請求ができる権利）

# 1. 著作権早わかり

## 他人の「コンテンツ」を使うには

著作権は、  
排他的で独占的な権利なので、

他人の著作物（商品）を利用したい場合、  
権利者の「許諾（許可）」を得なければ 原則使えない

# 1. 著作権早わかり

## 他人の著作物を利用する場合

### 《原則》

1. 「利用」の許諾(許可)を得る(作った人と交渉する)
2. 著作権を譲り受ける(作った人と交渉する)

### 《例外》

「権利制限」の規定(著作権のことを気にしなくてよい場合)

←「自由にどうぞ」「許可、取らなくていいです」

「お金? 要りません」

# 1. 著作権早わかり

権利が制限される(自由に使える)場合 \*主なもの

私的使用のための複製(30条)

図書館における複製等(31条)

引用(32条)

教科用図書等への掲載(33条)

学校教育番組の放送等(34条)

学校その他の教機関における複製等(35条)

試験問題としての複製等(36条)

視覚障害者等のための複製等(37条)

聴覚障害者等のための複製等(37条の2)

営利を目的としない上演等(38条)

時事の事件の報道のための利用(41条)

# 1. 著作権早わかり

## 著作権が成立するには

「思想または感情」を

考えや感じたこと、を

単なるデータなどは除かれる。

「平成は31年続いた」「富士山の高さは3,776メートルだ」

「創作的」に

何らかの個性（他と違っている感じ）を持つ。「ありふれた」ものに創作性はない。

パスポート写真に著作権はない ← 誰が撮っても同じ

「表現」されたもの（網膜と鼓膜に関するもの）

頭の中にあるアイデアは除かれる。視覚的、または聴覚的に表したものの。

「文芸、学術、美術または音楽の範囲に属する」もの

料理や香り、大量生産される工業製品等は除かれる。(例)自動車のデザイン・香水

# 1. 著作権早わかり

## アイデアは著作権で保護されない

著作権が保護するものは、表現されたもの。  
(見ることができ、聴くことができるもの)

アイデアや概念は著作権で保護しない。

小説のストーリー

写真の構図

# 1. 著作権早わかり

## 保護期間

### 著作者の存命期間と死後70年

#### 【注意】

日本では長らく、「死後50年」だったが、  
TPP法案の可決で2018年末に「死後70年」に。

# 1.教育現場における 著作権の基礎

1.著作権早わかり

2.教育現場と著作権

3.やりやすくなったオンライン授業

4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

## 2. 教育現場と著作権

① 学校等の授業のための複製・公衆送信（第35条）

② 引用（第32条）

③ 非営利目的の上演・演奏等（第38条）

④ 試験問題としての複製・送信（第36条）

⑤ 私的使用のための複製（第30条）

# 2. 教育現場と著作権

## 著作権法第35条を満たす条件

### ① 対象施設(どこで?)

学校その他の教育機関(営利を目的としないもの) ※ 塾・予備校(認可なし)は×  
幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

### ② 対象主体(誰が?)

教育を担任する者(教員など) + 授業を受ける者(児童、生徒、学生など)  
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことは○  
※ 教育委員会のイベントなどの組織が主体となるのは×

### ③ 利用の目的・限度(どういう目的?)

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度  
※ 教育課程外の教育活動(例:クラブ活動)も含まれるが、職員会議などは×  
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×  
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

### ④ 対象行為(どんな使い方?)

複製、公衆送信(オンライン)

「授業目的公衆送信補償金制度」の  
開始でここが変わった

### ⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと  
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○  
※ ドリル、ワークブック、白地図など、児童生徒の購入を想定した著作物のコピーや送信は×

## 2. 教育現場と著作権

### 「授業」に該当するもの

- ・講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない）
- ・初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等
- ・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動
- ・教員の免許状更新講習
- ・通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等
- ・学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。
- ・収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する）
- ・履修証明プログラム
- ・社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）

## 2. 教育現場と著作権

### 「授業」に該当しないもの

- ・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等
- ・教職員会議
- ・大学でのFD（教員研修）、SD（事務研修）として実施される、教職員を対象としたセミナーや 情報提供
- ・高等教育での課外活動（サークル活動等）
- ・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）
- ・保護者会
- ・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催 の親子向け講座等

## 2. 教育現場と著作権

### 非営利の上演、演奏、上映、口述(38条) (学校などで自由にできるもの)

学校主催のイベント、市民グループの発表会、公民館での上映会など  
非営利・無料の利用の場合の例外(第38条第1項)

#### 【要件】

1. 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること  
注意→「複製配布」は該当しない
2. 営利を目的としていないこと
3. 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
4. 出演者等に報酬が支払われない

# 1.教育現場における 著作権の基礎

1.著作権早わかり

2.教育現場と著作権

3.やりやすくなったオンライン授業

4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

# 3. やりやすくなったオンライン授業

## 無許諾・無償(改正前に可能だったこと)

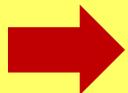
(著作権法第35条第1項)

### 複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

### 遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使った資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



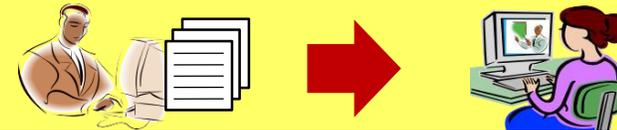
## 新たに可能になったこと 無許諾・有償(補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

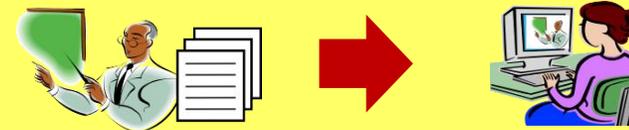
平成30年の改正範囲

### その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信  
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業

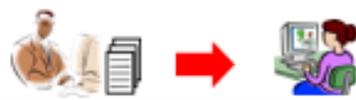


同時中継 遠隔地の会場

# 3. やりやすくなったオンライン授業

## 著作権法第35条(まとめ)

:授業目的公衆送信補償金制度(2020年4月28日施行)

支分権	行為	許諾	補償金
複製	対面授業で使用する資料として印刷・配布 		
公衆送信	対面授業で使った資料や講義映像を遠隔合同授業(同時中継)で別会場にインターネット配信 	不要	不要
	対面授業で予習・復習用の資料をメールで送信 	不要	必要
	オンデマンド授業で講義映像や資料をインターネット配信 		
	スタジオ型のリアルタイム配信授業で講義映像や資料をインターネット配信 		

# 授業目的補償金等管理協会（一般社団法人）

## 略称：SARTRAS（サートラス）

平成30年5月：著作権法の一部を改正する法律（平成30年5月）の成立、公布  
令和3年5月24日までに施行とされた

平成31年2月：文化庁の指定管理団体として、授業目的補償金等管理協会（SARTRAS）を指定

令和元年度：SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。  
また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整。

令和2年度：新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応  
するため、当初の予定を早めて施行する方向（令和2年4月中）。  
SARTRASにおいて、令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償  
として申請することが決定。

# 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 構成団体・構成員

## 【利用者側】

全国都道府県教育委員会連合会  
全国市町村教育委員会連合会  
(総合フォーラム委員)  
日本私立小学校連合会  
日本私立中学高等学校連合会  
一般社団法人国立大学協会  
日本私立大学団体連合会  
一般社団法人公立大学協会  
国立高等専門学校機構  
全国公立短期大学協会  
全国専修学校各種学校総連合会  
その他 有識者 関係団体 等

## 【権利者側】

日本写真著作権協会  
日本書籍出版協会  
日本放送協会  
日本脚本家連盟  
日本雑誌協会  
日本芸能実演家団体協議会  
日本ケーブルテレビ連盟  
日本音楽著作権協会  
日本レコード協会  
日本民間放送連盟  
日本新聞協会  
日本美術著作権連合  
日本文藝家協会  
学術著作権協会

# 補償金額（他国との比較）

## ■認可額（年額）

学校種別の年間包括料金

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

●大学 **720円** ●高校 **420円** ●中学校 **180円** ●小学校 **120円** ●幼稚園 **60円**

## ■欧米の教育目的での著作物利用の対価

※国により制度が異なるため、補償金制度とライセンス制度を合わせた金額を下記に記載。

国	著作物利用の運用	補償金額・ライセンス料金（年額）
アメリカ	ライセンス制度	【初等中等教育】 従量制（金額の詳細は不明） 【高等教育】 約2～12ドル（約 <b>224円</b> ～ <b>1,344円</b> ）／人 ※高等教育機関の種別に応じて異なる。
イギリス	ライセンス制度	【初等中等教育】 6.4ポンド（約 <b>922円</b> ）／人 【高等教育】 9.77ポンド（約 <b>1,407円</b> ）／人
ドイツ	補償金制度	【初等中等教育】 1.59ユーロ（約 <b>200円</b> ）／人 +権利制限外の音楽使用ライセンス0.1ユーロ（約13円）／人 【高等教育】 コピー機台数比例のため推計困難
フランス	補償金制度 +ライセンス制度	【初等教育】 1.21ユーロ（約 <b>152円</b> ）／人 【中等教育】 1.8～3.5ユーロ（約 <b>227</b> ～ <b>441円</b> ）／人 【高等教育】 2.62～5.18ユーロ（約 <b>330</b> ～ <b>653円</b> ）／人 ※中等・高等教育については複写量によって異なる。

※ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンシング環境等に関する調査研究報告書（2018年3月株式会社博報堂、平成29年度文化庁委託事業）より作成

# 1.教育現場における 著作権の基礎

1.著作権早わかり

2.教育現場と著作権

3.やりやすくなったオンライン授業

4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

## 4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

学校というところ＝実は著作権教育がやりにくい

他人の著作物を無許可で使いやすい環境  
（著作権の例外規定が適用されることが多い）

- 「何でも自由に使ってよい」と思ってしまいやすい
- そもそも、学校教育の根幹に「真似る」「模倣」がある

⇒ 著作権教育が欲しい

## 4. 教育現場の課題（欲しい著作権教育）

作る人は偉い！

「著作権、だいじょうぶかな」と迷ったら

「それを作ったのは誰か？」を考えてみる

「作った人」が著作権を考える際に最も重要な要素

→ 作る人が一番偉い！

## 2. 著作權Q&A

# 2. 教育現場と著作権

## 著作権法第35条を満たす条件

### ① 対象施設(どこで?)

学校その他の教育機関(営利を目的としないもの) ※ 塾・予備校(認可なし)は×  
幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

### ② 対象主体(誰が?)

教育を担任する者(教員など) + 授業を受ける者(児童、生徒、学生など)  
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことは○  
※ 教育委員会のイベントなどの組織が主体となるのは×

### ③ 利用の目的・限度(どういう目的?)

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度  
※ 教育課程外の教育活動(例:クラブ活動)も含まれるが、職員会議などは×  
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×  
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

### ④ 対象行為(どんな使い方?)

複製、公衆送信(オンライン)

「授業目的公衆送信補償金制度」の  
開始でここが変わった

### ⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと  
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○  
※ ドリル、ワークブック、白地図など、児童生徒の購入を想定した著作物のコピーや送信は×

# 教室・図書室での掲示・発表等 において

Q

授業の一環で、POP・ポスター・発表などに、イラスト、本の表紙や内容の一部、写真、新聞など、どこまで使ってよいのか？

\*「Q17・19」

Q

資料・掲示物などを作成する際、使ったものの出典は必ず書かなければいけないのか？

# オンライン・タブレット端末活用 において

Q

オンライン配信の時に気をつけること、タブレット学習の時に気をつけることは？

Q

オンライン授業の時、イラスト、本の表紙や内容の一部、写真、新聞など、どこまで映してよいか？

Q

オンライン授業の時、イラスト、本の表紙や内容の一部、写真、新聞など、資料をコピーして、後日紙で配布してよいか？

Q

動画視聴（Youtube・TV番組・映画）をする場合、どこまで大丈夫か？対面授業とオンライン配信・オンデマンドでの違いは？

\*Q21

Q

子供たちが調べ学習などで、  
表紙・写真・新聞など、データと  
して保存してよいか？どこまで  
許されるのか？具体例を教え  
てほしい。

Q

学校図書館サイトを開設した。  
アクセス制限をしているサイトで、  
書影を掲載する際、使用  
許諾が必要か？

Q

委員会活動等で、書評や本の画像や新聞記事を構内で掲示したり、オンラインにて紹介をすること、また、それらの活動報告をデータにて保存するなど、どこまで許されるのか？

Q

生徒のタブレットに読書記録をつけさせたいが、図書室にある本の表紙や内容の一部や写真等を撮って保存させて良いか？

# ブックトーク・読み聞かせ において

Q

授業の一環での、ブックトーク・  
ビブリオバトルなどで、本の  
表紙や内容の一部の写真を  
撮って、資料を作成して保存  
してよいか？

Q

授業支援や図書委員のイベントで、オンラインで読み聞かせを行ってよいのか？  
オンデマンド配信をする場合はどうなのか？

\*「Q67」

# CD・DVDのコピー において

Q

購入したCDやDVDはコピーしてよいのか？

授業の一環や学校行事で使う場合とそうではない場合はどうか？

Q

図書室にある図書付録のCD・  
DVDの扱い方を教えてほしい。

ぜひ、ダウンロードしてほしい書類

改正著作権法第35条運用指針

令和3(2021)年度版

(2020年12月公表)

[https://sartras.or.jp/wp/content/uploads/  
unyoshishin\\_20201221.pdf](https://sartras.or.jp/wp/content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)

## ※ 参照 改正著作権法第35条運用指針《ガイドライン》

### 改正著作権法第35条運用指針

(令和3(2021)年度版)

2020年12月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

## 2. 学校等における典型的な利用例

### 授業での利用の例

学校など教育機関の教員等は、授業の中で他人の著作物を複製し、複製者等に配付することなどについては、「その必要と認められる限度」において、著作権者の許諾を得ることなく、無償で行うことができます。また、他人の著作物を使用して作成した教材を、複製者等の端末に送信したり、オンデマンド型の遠隔授業で使用したりすることもできます。この場合、著作権者の許諾を得ることは不要ですが、学校などの設置者が著作権者に補償金を支払うことが必要です。

ただし、いずれの場合でも、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の回数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様」に限らし著作権者の利益を不当に害する」場合には著作権者の許諾が必要です。

※以下の例で示した教科名、授業のテーマ、場面は参考例です。いずれの場合も、「引用」(著作権法第32条第1項)に該当する場合などは許諾不要、無償で利用できます。また、発行がある場合は著作者名など「出所の明示」が必要です。

### 初等中等教育

#### A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

#### ■ 複製 ■

##### <教室での授業>

1. 教科書に掲載されているエッセイの全部を授業で教員が板書する。
2. 単行本に掲載されているエッセイの小部分を授業で教員が板書する。
3. 新聞に掲載されている写真と記事をコピーした授業用のプレゼンテーション資料を作成する。
4. 3. で作成した資料を、事務補助員に依頼し印刷する。
5. 3. で作成した資料を、授業参観で生徒と参観した保護者に配布するために印刷する。
6. テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。

##### <教室外での授業>

7. 旅行ガイドブックの一部を修学旅行中の児童生徒に配布するために宿泊

## ※ 参照 改正著作権法第35条運用指針《ガイドライン》

施設でコピーする。

### <教員研修>

8. 新聞に掲載されている写真と記事をコピーした研修資料を指導主事が印刷して、教育センター主催の研修で配布する。

※1 教科書は利用している地域や学校（学科・コース別の場合もあり）で採択され児童・生徒全員が所有している教科書を示します。採択されていない教科書は、一般の書籍等と同じ扱いになります。

### ■ 公衆送信 ■

#### <リアルタイム遠隔合同授業>

1. 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する。
2. 1. において配布する資料を授業中に送信する。
3. 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する。
4. 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う。

### B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

### ■ 公衆送信 ■

#### <公衆送信（教室内学習）>

1. 教科書<sup>※1</sup>に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が内声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする。
2. 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する。
3. 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする。
4. 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする。

#### <オンデマンド型公衆送信（教室外学習）<sup>※2</sup>>

5. 反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などをクラウド・サーバにアップロードする。
6. 修学旅行で訪ねる文化施設についての説明の必要な部分をタブレットPCから参照できるようにするため、クラウド・サーバにアップロードする。
7. 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信する。

#### <リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）<sup>※3</sup>>

8. 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読みかかせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う。
9. 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う。
10. DVDに録音したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する。
11. 在宅の幼児に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する。

※2 オンデマンド型とは、学習者の注文（要求）に応じて学習資源を提供する方法。

※3 リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の形態。

### C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

（必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等）

### ■ 複製 ■

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都合、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

4. 授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する。

### ■ 公衆送信 ■

1. 教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする。
2. 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する。
3. 教員が授業と直接関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする。
4. 教員が出版物の一部を、授業の都合、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の多くの部分を送信する。
5. 絵本の読みかかせ動画を、クラウド・サーバにアップロードし、幼児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。
6. 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録音し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく。
7. 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく。
8. 教師が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して児童生徒に配信する。
9. 学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解読する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。

以下、高等教育、社会教育施設及び授業以外での利用の典型例について、今後追記予定。

さいごに

# 学校で役立つ著作権Q&A セミナー

～著作権を制するものは、授業を制す～

日販図書館選書センター

ご視聴ありがとうございました

日販図書館選書センター